

公立大学法人埼玉県立大学第3期中期目標

令和3年12月

埼玉県

はじめに

埼玉県立大学は、平成11年の開学以来、本県の保健・医療・福祉の分野において、豊かな人間性と専門的知識を有する人材の養成や教育研究水準の向上、生涯学習への対応や地域社会への貢献などに大きな役割を果たしてきた。

平成22年に公立大学法人に移行した後は、理事長のリーダーシップの下、多岐にわたる改革に積極的に取り組み、教育・研究や地域社会への貢献の面で着実に成果をあげてきた。第2期中期目標期間（平成28年度から令和3年度まで）においては、学士課程のカリキュラムを見直し、人間性の涵養と総合力養成の実現を図るとともに、キャリアセンターの開設等により学生支援を充実させ、研究開発センターを中心として県内の自治体及び関係団体への支援を強化するなど、全体として中期目標を高い水準で達成することが見込まれている。

一方、今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、医療や公衆衛生を担う人材の育成確保の重要性を改めて浮き彫りにした。また、保健・医療・福祉を巡るニーズが多様化、複雑化する今日、地域包括ケアシステムの発展、深化を通じて地域共生社会の実現に取り組むことが求められている。

「誰一人取り残さない社会」の実現に向けて、大学には専門的な知識や技術と豊かな人間性・確かな倫理観を兼ね備えた有為な人材を社会に送り出していくとともに、地域の諸課題の解決のために自治体や企業、関係団体との連携が求められており、果たすべき役割はますます大きくなっている。

以上の点を踏まえ、埼玉県は、公立大学法人埼玉県立大学（以下「法人」という。）がその課せられた使命を果たすべく、自主性・自立性を最大限に発揮しつつ大学運営に当たるとともに、積極的に地域に貢献する大学として県民の期待に応える成果を着実にあげていくために、次の点を基本に第3期中期目標（以下「目標」という。）を定め、法人に指示するものである。

- 1 保健・医療・福祉の分野の専門的知識と技術を有し、様々な分野の専門職と連携・協働して人々の健康と生活を統合的に支え、地域共生社会の実現に貢献していくことのできる人材を育成する教育を進めること。
- 2 保健・医療・福祉の分野における基礎的な研究とともに、自治体や企業、関係団体と連携して地域や時代の要請に応える実践的な研究を進めること。
- 3 教育・研究の地域貢献度を高め、地域社会の課題解決と地域活力の創造に貢献すること。
- 4 公立大学法人の利点を生かしつつ、定量的な指標を用いて継続的に自己改善を図る大学運営体制を確立すること。

第1 目標の期間

令和4年4月1日から令和10年3月31日までの6年間とする。

第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

(1) 教育の内容等に関する目標

ア 学士課程における教育

豊かな人間性と確かな倫理観を基盤に、市民としての教養や保健・医療・福祉の分野の専門的知識と技術を有し、多職種と連携・協働して人々の健康と生活を統合的に支え、地域共生社会の実現に貢献できる人材を育成する。

イ 博士課程における教育

博士前期課程においては、自らの専門分野に関する諸問題に対し、多職種の知識と技術を連関させる学際的な思考を基に実効性・有効性のある解決方法を立案できる能力を有し、保健・医療・福祉の分野の高度な専門的知識を有する職業人、研究者又は教育者として、持続的に人々の健康と生活を支えることができる人材を育成する。

博士後期課程においては、自らの専門分野に関して、多職種の知識と技術を高度に連関させる学際的な思考を基に国際的視野に立脚した先端的研究を推進する能力を有し、高度な専門的知識を有する職業人、研究者又は教育者として、独創性ある健康科学の理論及び技術を開発できる人材を育成する。

ウ 入学者受入方針

アドミッション・ポリシー（大学が求める学生像）を広く社会に発信し、目的意識や学習意欲の高い人材、多様な経験を持つ社会人をはじめとする優れた資質を有する学生を積極的に受け入れるとともに、その成果を検証し、必要に応じて見直しや改善を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

ア 教育能力の向上

時代に対応した幅広い手法により高い学修成果を目指す教育プログラムの導入やファカルティ・ディベロップメント（教育内容・方法を改善するための組織的な研究・研修）を推進することにより、大学全体の教育能力の向上を図る。

イ 教育環境の整備

学生の主体的な学習を促進し、学修成果の向上を図るため、情報センターの活用やDX（デジタルトランスフォーメーション）に対応した学習環境の整備を推進する。

(3) 教育の質の向上に関する目標

ア 教育の内部質保証の推進

教育活動の質の向上を図るため、IR（大学運営に関する情報収集・分析）を活用して学修成果の測定・評価を行い、教育の内容や方法等を継続的に見直す体制を整備する。

イ 専門職連携教育の推進

地域共生社会の実現など地域の課題解決を図ることができる人材の育成に資する専門職連携教育の一層の充実を図るとともに、その意義や方法等についての積極的な情報発信に努める。

2 学生への支援に関する目標

(1) 学習支援及び生活支援に関する目標

学生の学習意欲を高め、安心・安全な学生生活が過ごせるよう、学習・健康・生活の相談を行うなど、学習支援や生活支援の体制の充実を図る。

また、経済的に修学が困難な学生に対する適切な支援を図る。

(2) 就職支援等に関する目標

ア 学生が早い段階から将来への目的意識を明確に持ち、自己の将来設計を考えられるよう、就職や自立に向けたキャリア教育に積極的に取り組み、進路決定率（就職・進学）100%を目指す。

イ 県内医療・福祉・産業界等や卒業生との連携強化、県内就職先への学生の関心を高める取組の実施、就職に関する情報提供・相談体制の更なる充実等を図り、令和9年度までに県内就職率60%を目指す。

(3) 障害のある学生に対する支援に関する目標

障害のある人々に入学の機会を広げるとともに、障害のある学生が必要な支援を受けながら、修学目的を達成するための支援体制を構築する。

(4) 卒業生への支援に関する目標

卒業生が保健・医療・福祉の現場で更に活躍するための教育支援やキャリア形成支援を行うとともに、同窓会活動の活性化を支援する。

3 研究に関する目標

(1) 研究の方向性及び成果に関する目標

ア 研究の方向性

急速な高齢化の進行に伴う新たな保健・医療・福祉ニーズへの的確な対応など、地域の諸課題や時代の先端を見据えた実用的かつ実践的な研究や、より大型の研究に積極的に取り組むとともに、各事業年度における科学研究費助成金の採択件数65件を

目指す。

イ 研究成果の活用

研究成果については、大学の教育研究活動に反映させるとともに、本県が直面する保健・医療・福祉に関する諸課題の解決に還元するなど、研究成果の有効活用を図る。

(2) 研究の実施体制に関する目標

研究力の向上に向けた取組を進めるとともに、研究活動支援体制の強化を図る。

4 地域貢献、産学官連携及び国際交流に関する目標

(1) 地域貢献に関する目標

ア 地域包括ケアの推進や地域共生社会の実現に向け自治体等への支援を強化するとともに、その成果を広く発信することなどにより、大学が有する人的資源や教育研究成果を地域社会や行政機関等に還元し、県民生活の向上、地域の諸課題の解決、地域社会の活性化に貢献する。

イ 超高齢社会への移行など社会環境の急激な変化に伴う新たな保健・医療・福祉ニーズに的確に対応するため、医療職等に対する現任教育やキャリア形成の支援などを行い、地域に根ざした保健・医療・福祉人材の資質向上に貢献する。

ウ オンラインの活用などにより、地域住民が参加しやすい地域貢献活動を推進する。

(2) 産学官連携に関する目標

産業界、他大学、行政機関等との連携を充実・強化し、共同事業・共同研究を推進する。

(3) 国際交流に関する目標

国際的な視野を持った人材を育成するとともに、教育・研究のグローバル化に対応するため、海外の大学との学術交流、研究成果の海外への発信、外国人留学生の受入れ等を推進する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

教育・研究の特性に配慮しつつ、理事長及び学長のリーダーシップの下、迅速かつ適切

な意思決定による大学運営を行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

(1) 人材育成に関する目標

高度化・複雑化する社会の要請に的確に対応し、保健・医療・福祉の分野の専門的知識と技術を持って様々な分野で活躍できる優秀な人材を育成するため、大学院・学部教育の検討や見直しを行う。

(2) 自治体との連携等に関する目標

自治体や産業界との連携を強化するとともに、地域包括ケアの支援や共同研究・受託研究を推進するため、教育研究組織の検討や見直しを行う。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 実績と能力に応じた適正な教職員評価制度・人事制度の構築に関する目標

法人・大学運営の活性化、教育・研究の質的向上を図るため、教職員の実績と能力をより適正に評価し、教職員にインセンティブが働く人事制度を適切に運用する。

(2) 人材の確保と活用に関する目標

教育・研究の充実と活性化を目指し、多様な方法により幅広い分野から優秀な教職員を確保する。事務職員のうち業務に高い専門性が求められる分野については、計画的な採用や人材育成を行う。

また、教職員を対象としたスタッフ・ディベロップメント（教育研究活動等の適切かつ効果的な運営のための研修）を推進する。

4 事務等の効率化及び合理化に関する目標

教育・研究に対するサポート機能の向上と法人・大学運営の効率化を図るため、デジタル化を推進し、事務処理や事務組織の見直しを継続的に行う。

第4 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金等の自己収入の確保に関する目標

(1) 外部研究資金の獲得に関する目標

科学研究費助成金をはじめとする競争的研究資金、受託研究費等の外部研究資金を積極的に獲得する。

(2) 学生納付金に関する目標

授業料等の学生納付金、受講料等については、適正な金額を定めるとともに、確実に収入する。

(3) その他自己収入の確保に関する目標

大学の特性を生かした取組や大学資源の有効活用により、自己収入の増加に積極的に努める。

2 経費の抑制に関する目標

限られた財源の有効活用のため、業務運営のより一層の効率化・合理化を図る。

3 資産の運用管理に関する目標

大学の健全な運営を確保するため、資産の適切な運用管理を行うとともに、その効率的かつ効果的な活用を図る。

4 自主財源の確保に関する目標

自己収入の確保、経費の抑制、資産の運用管理に総合的に取り組み、各事業年度における自主財源比率（施設の大規模改修、高額備品の更新、退職給与金に係る経費は除く。）を44%以上とする。

第5 自己点検・評価及び当該情報の提供に関する目標

1 定量的指標の活用に関する目標

IRの活用により教育、研究、社会貢献活動など大学運営の各分野において業績評価指標を整備してその動向を検証・評価し、継続的に自己改善を図る体制を確立する。

また、PDCAサイクルを効果的に機能させるため、定量的な目標設定に努める。

2 評価の活用に関する目標

教育研究活動や組織・業務運営の状況について、定期的に自己点検・評価を実施するとともに、第三者機関による評価を活用し、改善を図る。

また、教員が自己の活動を点検し、学内外に公表することを通じて、教員の教育・研究・

社会貢献等の質的向上を図る。

3 情報公開の推進に関する目標

法人としての説明責任を果たすとともに、運営状況の情報だけでなく、大学の活動についての情報を積極的に公開及び広報する。

第6 その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備等に関する目標

計画的な施設設備の整備を進め、良好な教育研究環境の維持に努める。

2 安全管理に関する目標

学生や教職員の安全確保と健康管理の向上に努め、安心・安全なキャンパスづくりを進める。

また、学内の情報セキュリティ対策の充実を図るとともに、個人情報の保護や管理を適正に行う。

3 危機管理に関する目標

首都直下地震等の大規模災害及び新興感染症の発生等に対応するため、業務継続計画（BCP）の作成等により危機管理体制を強化する。

4 社会的責任に関する目標

法令等の的確な遵守、人権意識の向上、ダイバーシティの推進など、大学の社会的責任を十分に踏まえた取組を積極的に実施する。